

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の進捗状況について

(平成15年4月～9月)

平成15年12月8日

関信用金庫では、平成15年度上期における「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の進捗状況についてとりまとめましたので、その「要約」を地域の皆様に公表いたします。

最近、景気回復を示す各種の経済指標が発表されておりますが、当地域におきましては相変わらず厳しい状況のうちに推移しているものと認識いたしております。

こうした環境の中で、「機能強化計画」の主旨となっております「中小企業金融の再生に向けた取り組み」を図るため、本年4月1日に「経営相談室」を設置、中小企業診断士資格を有する職員1名を配置いたしました。そして、営業店と一体となってお客様への経営相談と支援活動に取り組んでおります。

また、担保や第三者保証に過度に依存しない新しい中小企業金融に対応するため、原則無担保無保証の新しい融資商品の開発にも着手するとともに、人材の育成を目的として「中小企業診断士資格取得通学講座」や外部研修（「目利き」講座）にも積極的に職員を派遣しております。

その他、当金庫が取組んだ各事項につきましては、「要約」に詳述いたしましたのでご高覧下さいませようお願い申し上げます。

当金庫は、平成15年度、16年度を「集中改善期間」として定められたこの「機能強化計画」の推進に、引続き全力で取組みたいと考えております。

なにとぞ、地域の皆様のご愛顧をお願い申し上げます。

機能強化計画の進捗状況(要約)

(別紙様式3)

1.15年4月～9月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価

当金庫の主たる営業地域である関市を中心とした中濃地区の経済環境は相変わらず厳しい状況のうちに推移しておりますが、当金庫は機能強化計画の主旨となっている「中小企業金融の再生に向けた取組み」として、取引先顧客の経営支援活動を強化するために、本年4月1日に「経営相談室」を開設、中小企業診断士資格を有する職員1名を配置しました。そして、お客様との窓口である営業店と一体となって、経営相談と支援に向けて全力で取り組んでおります。また、職員のレベルアップを図ることを目的として、8月から日本マンパワーが主催する「中小企業診断士資格取得通学講座」へ2名を派遣したほか、外部講座「目利き研修」にも積極的に参加し、人材の育成に努めております。

お客様から寄せられる貴重な苦情や相談事に対しては、部長会議等において親身となった適切な対応をするよう指示、その徹底を図っております。ガバナンス(企業統治)の強化については、経営内容の主たる項目を半期ごとに開示することとし、外部監査も実施、系統機関である信金中央金庫の経営分析も受けております。

もとより、こうした当金庫の取組みはまだ十分であるとは言えず、今後さらに充実強化を図らなければならないと認識いたしております。

何れにしましても、長期に亘り地域経済が低迷する中で当金庫のこうした取り組みは必ず地域の皆様のお役に立つものであることを確信し、今後とも引続き全力でこの計画実現に向けて役職員一丸となって努力する決意であります。

2.アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況(別紙様式1)

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 (15年4月～9月) | 備考(計画の詳細) |
|--|--|---|---|--|--|
| | | 15年度 | 16年度 | | |
| 中小企業金融の再生に向けた取組み | | | | | |
| 1. 創業・新事業支援機能等の強化 | | | | | |
| (1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化 | ・融資専担者の能力向上 ・経営相談室の設置 ・研修体制の強化 ・創業、新事業支援融資商品開発 | ・部店長会議、融資専担者会議における意識付け ・融資専担者の役割徹底 ・外部研修への参加 ・新型融資商品の開発 | ・業種別審査研修会、勉強会の開催 ・創業、新事業支援活動実績を把握、分析し今後の強化方を検討 | 部店長会議等において「目利き」の重要性を徹底。融資専担者活動の中に創業・新事業支援を位置づけ、経営相談室と協力して推進している。新型融資商品は12月発売予定。外部の「目利き」研修講座へも参加している。 | 当金庫は全店舗に融資専担者を配置し、渉外担当者とともに融資推進全般を担当、営業地域全体をカバーしている。また、本年4月、本部内に経営相談室を設置、中小企業診断士資格を有する職員1名を配置し、顧客支援業務の充実強化を図っている。今後、融資専担者の活動に創業・新事業支援を位置付けるとともに、経営相談室とも機動的に連携し、適切な顧客支援に当る。また、研修会・勉強会を随時開催し、業種別目利き審査能力の向上に努める。そして、顧客の創業・新事業支援のための新型融資商品も開発し、発売する。 |
| (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施 | ・自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。 | | | ・自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。 | |
| (3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画 | ・地域内で案件が発生した場合は、信金中央金庫、東海地区信用金庫協会を介して取組む。 | ・対象となる案件調査 ・案件がある場合には、積極的に取組む。 | ・対象となる案件調査 ・案件がある場合には、積極的に取組む。 | 平成15年2月6日信金中央金庫主催「日本政策投資銀行との業務協力に関する説明会」へ出席、PFI事業等への参加に関し、検討する。同年6月4日「東海地区産業クラスターサポート金融会議」が発足、東海地区信用金庫協会が幹事となる。平成15年度上期における当金庫の取組み実績はありません。 | 平成14年7月、信金中央金庫と日本政策投資銀行は、ともに地域経済の発展に一層の貢献を図る見地から、相互に協力を行う旨の業務協力合意書を締結。また、東海地区信用金庫協会は「東海地区産業クラスターサポート金融会議」に参加しております。今後、当金庫もこれらの組織を通じてPFI等のプロジェクト、ベンチャー事業等に対する情報収集を強化し、積極的に関わって行く方針であります。 |
| (4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化 | ・営業店による情報収集の強化 ・情報のパソコンネットワーク化 ・日本政策投資銀行等との連携強化 | ・ベンチャー事業に係る情報収集 ・案件への積極対応 ・日本政策投資銀行等との連携強化 | ・左記のとおり | ・営業地域内のベンチャー事業情報の収集を図った。 ・15年度上期の創業、新事業先に対する融資は7件234百万円であったが、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との連携にかかるものの実績はなかった。 ・ベンチャー企業向け新型商品の発売を検討した。 | 当金庫営業地域内においてベンチャー企業が創業、あるいは事業展開を図る動きがある場合には、信金中央金庫を通じて日本政策投資銀行と連携、同銀行の保有する情報やノウハウを積極的に活用し、育成支援を図る。また、顧客需要に応じて、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との連携強化に努める。この連携により、従来はベンチャー企業に対する目利きが不足していたため当金庫独自の取組みが困難であった案件についても、積極的に推進することが可能となる。 |
| (5) 中小企業支援センターの活用 | ・定期的に支援センターを訪問、情報の入手に努める。 ・当金庫顧問税理士、同弁護士との連携強化 ・経営相談室による積極的顧客支援 ・創業者向け新型商品の発売 | ・定期訪問による情報収集 ・支援センターとの情報の相互交流 ・事業相談案件への積極対応 ・創業者向け新型商品の発売 | ・定期訪問による情報収集 ・支援センターとの情報の相互交流 ・事業相談案件への積極対応 | ・中小企業支援センター(中濃地域)を定期的に訪問し、地域の中小企業情報を収集している。 | 当地域の中小企業支援センターは、商工会議所内に設置されている。営業地域内の企業情報や事業支援については、地元商工会議所が最も豊富な知識と経験を有している。当金庫も同会議所とは、歴史的に事業面のみならず人的な関わりも強く、地域中小企業の創業・経営革新を支援するために、中小企業支援センターの積極的活用に取り組む。顧客支援に当たっては、税制面や法務面の問題も予想されるため、当金庫顧問税理士及び同弁護士との連携も強化する。また、創業者向けに担保・保証に頼らない新型融資商品を開発し、発売する。 |
| 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 | | | | | |
| (1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備 | ・取引先中小企業がどのような経営情報を求めているかを調査、提供する。 ・ビジネス・マッチング情報は、日常業務の中で個別に対応する。また、「せきしん経済クラブ」や全信協のしんきんネットを活用する。 | ・取引先に対する必要情報の調査 ・景気動向調査の実施 ・経済講演会開催(年3回) ・「しんきん経営情報」の提供 ・全信協しんきんネット活用 | ・左記のとおり | ・「しんきん経営情報」を毎月提供。 ・景気動向調査を15年6月期及び9月期に実施。 ・経済講演会を平成15年8月に開催(講師 高橋 進)。 ・平成15年9月の部店長会議で経営情報やビジネス・マッチング情報の提供、相互交換に対する取組みの徹底を図る。 | 当金庫の提供する経営情報を、取引先中小企業の求めている経営情報と一致させていく。ビジネス・マッチング情報(取引先の紹介・仲介)を提供する仕組みを構築していく。そのために、顧客がどのような経営情報を求めているかを調査、必要とする情報の提供に努める。ビジネス・マッチングについては日常業務の中での個別対応を強化するとともに、「せきしん経済クラブ」を異業種交流の場として位置付け、活動の活性化に努める。信金業界のシステムとして、しんきんネットがあるため、今後は積極的な活用を図る。 |
| (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表 | ・経営相談室において対象先を抽出、具体的な支援策を提案。 ・職員の融資能力向上を図る。 ・債権健全化の取組み実績を公表する。 | ・経営改善対象先の抽出 ・個別企業の内容精査、改善提案 ・中小企業診断士資格講座への派遣 | ・15年度の実績公表 ・対象先の再リストアップ ・中小企業診断士資格講座への派遣 | ・中小企業診断士資格取得講座へ職員2名を平成15年8月から派遣。 ・経営不振先について、本部と営業店とで平成15年5月から6月にかけて(実質9日間)ヒアリングを行い、協議した。 ・経営改善を要すると思われる取引先に対しては、個別企業の財務内容等の把握に努めた。今後、さらに具体的な方策を提案する。 | 取引先中小企業の経営改善支援のため、本部内に「経営相談室」を設置、積極的に対応する。まず、経営改善の対象先をリストアップ、個別にその内容を精査し改善支援方策を提案、経営改善の可能性を的確に見極め、本部と各営業店が連携して支援を行う。また、取組みの実績を公表する。 職員の融資能力向上のため、中小企業診断士資格取得講座へ毎年2名程度を派遣する。 |
| (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施 | 自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。 | | | 自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。 | |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 (15年4月～9月) | 備考(計画の詳細) |
|--|---|---|--|---|---|
| | | 15年度 | 16年度 | | |
| 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み | | | | | |
| (6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用 | ・左記協議会の利用が有用である場合には、取引先の合意の下に利用する。 ・協力を求められた場合には、個別に対応する。 | ・協議会との交流促進 ・協議会の再生ノウハウの入手 ・活用の検討 | ・左記のとおり | ・中小企業再生支援協議会を認知させるため、各店に協議会のパンフレットを配布・説明した。 ・中小企業再生支援協議会との交流を図った(平成15年9月27日)。 | 経営上の問題点を有している取引先において、当金庫の独自対応より協議会の利用が有益と考えられる場合には、顧客の同意を得たうえで積極的に同協議会の機能を活用し、解決を図る。 営業店に同協議会の役割を周知徹底し、対象顧客の有無を調査する。 同協議会の再生ノウハウを積極的に入手し、当金庫の業務に役立てる。 |
| (7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施 | ・自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。 | | | ・自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。 | |
| 4. 新しい中小企業金融への取組みの強化 | | | | | |
| (1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等、第三者保証の利用のあり方 | ・融資事後管理の徹底 ・担保や第三者保証に過度に依存しない融資体制の確立 ・研修や勉強会を通じた新しい融資方針の徹底 ・無担保・無保証新型商品の開発、発売 | ・部店長会議、融資専担者会議において、担保・第三者保証に過度に依存しない新しい融資方針を徹底する。キャッシュフローの重視、事後管理の徹底。 ・企業再生支援の無担保・無保証新型融資商品の開発、発売。 ・創業、新事業支援の無担保・無保証新型融資商品の開発、発売。 | ・融資先に対する事後モニタリング制度の確立(対象先、頻度は15年度中に検討)。 ・事後モニタリングの検証結果の分析と営業店への還元。与信判断能力の向上を目指す。 | ・9月の部店長会議において、担保や保証に過度に依存しない新しい融資方針を指導徹底した。・新型融資商品「せきしん地域支援ローン」を11月4日に発売した。・創業、新事業支援新型融資商品を12月中に発売予定。 | 担保や第三者保証に過度に依存せず、キャッシュフローとローンレビュー(事後モニタリング)に重点を置いた、新しい融資審査態勢の構築を目指す。融資後の一定期間は半期ごとに経営計画と実績を対比、融資判断の妥当性について検証、今後の与信業務に活かす。新しい融資方針は、各種会議等においてその考え方を徹底する。外部研修には積極参加、内部研修会も随時開催、新しい融資審査能力の向上に努める。担保や第三者保証に頼らない無担保・無保証の新型融資商品の開発、発売する(仮称:企業活性化支援ローン)。 財務制限条項やスコアリングモデルの活用については、当金庫の主たる顧客層には馴染まないため、当面は取組まない。 |
| (3) 証券化等の取組み | ・営業店情報収集活動により顧客需要をキャッチし、対応できる場合は積極的に取組む。 | ・地域内における顧客需要の情報収集に努める。案件が発生したら積極的に対応する。 | ・左記のとおり | ・売掛債権担保融資について、2件計1百万円の取扱実績。 | 当面は、大企業が行うような債権流動化や証券化等に対する当金庫顧客からの需要は見込まれないため、本項目には取組まない。ただし、私募債や売掛債権担保融資などについては、当金庫も過去において取扱った実績があり、今後とも顧客からの需要があった場合には積極的に取組む方針である。 |
| (4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備 | ・中小企業、地元の顧問税理士、信用金庫とが三位一体となって、中小企業の財務諸表精度を高めていく態勢整備づくりに向け努力する。 | ・日本税理士連合会が作成した「中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト」を参考に態勢整備を整えるよう努力する | ・TKC(税理士・公認会計士の全国ネットワーク組織)のパソコン会計ソフトを導入している企業向け専用の無担保融資制度等が導入できないか検討する。 | ・日本税理士連合会が作成した「中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト」を参考に、具体的な活用方針を検討中である。 | 財務諸表の精度が一定水準以上と考えられる企業又は企業グループ等に対して、金利等の融資条件の面で、一般の融資よりも有利な融資プログラムの整備を検討する。そのために、順次、財務諸表の精度、態勢整備の向上に努め、無担保・無保証商品の開発にも努める。 |
| (5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用 | ・「決算書問題点発見型システム」への登録徹底。 ・業種別、信用格付け別の倒産確率データの蓄積とデータベース化に向けた努力。 ・個人取引先への信用格付け実施の努力。 ・信用格付け別の金利ガイドラインの設定と、その適用に向けての努力。 | ・信用格付け別金利ガイドラインの設定 ・業種別倒産確率データの蓄積 ・「決算書問題点発見型システム」への未登録先のチェック | ・業種別倒産確率データの整備 ・信用格付け別倒産確率データの蓄積 ・個人取引先に対する信用格付けの試験の実施 | ・「決算書問題点発見型システム」への登録徹底を図るため、担当部門において管理システムを検討した。その結果、未登録先のチェック管理を行うために、10月から「決算書データ入力進捗状況管理表」を作成することとし、営業店と融資部の双方において管理するようにした。 ・業種別の破綻状況について、平成15年3月末自己査定に基づき試算し、平成15年度リスク量を算出した。 ・格付け別の信用リスクデータについては、(株)しんきん情報システムセンター(SSC)においてシステムを構築中であり、平成16年4月より運用が可能となる見込みです。 ・個人取引先の信用格付け実施については、現在SSCとの協力により財務データの整備に努め、平成17年度より開始に向けて作業中。 ・信用格付け別の金利ガイドライン設定については、「企業信用格付債務者区分別 融資期間基準レート」を作成し、毎月の部店長会議においてその理解に努めたが、未だ不十分な状況である。従って、今後とも部店長会議等において、基準金利に沿った運用に向けて更に努力するよう指導する。 | 「決算書問題点発見型システム」の有効活用を図り、個人・法人ともに登録を行い、融資審査能力のレベルアップに努める。貸出金利は、取引先の信用リスク度に応じた設定に努める。そして、業種別・信用格付け別の倒産確率データを蓄積し、適正なポートフォリオの構築に努める。 |
| 5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化 | | | | | |
| (1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備 | ・与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に係る庫内規則の作成 ・庫内規則に基づいて業務が運営されるための研修その他の体制整備 ・取引約定書・各種契約書の見直し ・経営相談・支援機能の充実強化 ・苦情等処理機能の充実・強化 | ・部店長会議等において「事務ガイドライン」の基本的考え方を徹底。 ・中小企業診断士通学講座へ2名を派遣。 ・与信取引にかかる庫内規則(案)の作成及び研修体制等について検討。 ・新しい取引約定書について検討、顧問弁護士による指導・チェック、導入検討。 | ・中小企業診断士通学講座へ2名を派遣。 ・与信取引に係る庫内規則を作成。 ・双方署名方式の契約書を作成。 ・研修体制等の整備及び実施。 ・部店長会議等で与信取引に係る顧客への説明態勢を徹底。 ・各種会議、研修等で与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能を強化、徹底。 | ・9月の部店長会議及び各営業店長とのヒアリングにおいて、お客様への説明態勢整備の重要性を繰り返し説明、徹底させた。 ・与信取引にかかる庫内規則の作成及び取引約定書の見直しについては現在検討中。 | 与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に係る「事務ガイドライン」が一部改正されたので、当金庫も「リレーションシップバンキングの機能強化」期間内に全面的に対応する方針である。 庫内規則の作成及び研修その他の体制整備。 取引約定書及び各種契約書を、現在の差入方式から、双方所持方式または「写し」の交付方式へ改める。 相談・苦情等処理機能の充実と強化に努める。 |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 (15年4月～9月) | 備考(計画の詳細) |
|---|---|--|---|---|---|
| | | 15年度 | 16年度 | | |
| (2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催 | ・貸出にかかる苦情については、積極的に取上げる。 ・「地域金融円滑化会議」で取上げられた事項について、適切な対応を図る。 ・前記事例を半期ごとに営業店へフィードバック、対応策を徹底する。 | ・「地域金融円滑化会議」に出席(年4回)。 ・直近の部店長会議において事例報告、対応策を徹底。 ・半期ごとに事例集計、営業店へフィードバック、苦情処理機能の強化を図る。 | ・左記のとおり | ・9月17日「第2回地域金融円滑化会議」に出席し、発表された苦情の受付状況や事例を当金庫の関係部署に報告した。 ・9月22日部店長会議および10月15、16、17日の営業店ヒアリングの場において、融資に際しての顧客に対する説明徹底を指示した。 ・顧客から直接寄せられた苦情である「お客様の声」については、営業店からの報告と連絡による協議・検討を密にし、適切な対応に努めた。 ・「お客様の声」について半期ごとに受付状況、パターンを直近の部店長会議にてフィードバックし、対応策を徹底した。 | 「貸し渋り・貸し剥し」に関する顧客からの苦情、相談、情報に対し適切に対応することを目的として、「地域金融円滑化会議」が開催された。今後、四半期ごとに定期開催される予定であり、当金庫も積極的に参加し、苦情等処理機能の強化に努めたい。 顧客からの苦情等の報告については積極的に対応するよう、部店長会議等で指導を徹底する。 「地域金融円滑化会議」において取上げられた事例については直近の部店長会議において報告、認識を共有化、適切な対応策を検討する。 苦情等にかかる事例は半期ごとに項目別に集計し、営業店へフィードバック、対応策を徹底する。 |
| (3)相談・苦情処理体制の強化 | ・相談、苦情等を定期的に分析、部店長会議等で報告、顧客サービスの向上を図る。 ・苦情事例を営業店勉強会のテーマとして取上げ、体制強化を図る。 ・臨店監査時に実施状況をチェック。 | ・「お客様の声」を集計、分析。 ・部店長会議へ報告、徹底。 ・営業店監査による実施体制の検証。 | ・左記のとおり | ・平成14年度「お客様の声」の集計分析結果を7月2日の部店長会議において報告し、適切な対応策の徹底を図りました。 | お客様から寄せられた苦情等には、誠意をもって対応することを基本とする。苦情等は相談・要望等をお客様との信頼関係向上のための貴重な情報源として捉え、定期的な分析を行い、金融サービス、相互牽制、職員教育等に活かせるような「失敗から学ぶ学習システム」の構築を目指す。そのために、寄せられた苦情等は項目別に分類、集計し、部店長会議や「カイゼン委員会」に報告、適切な対応策の徹底に努める。また、苦情等処理体制が適切に機能しているかを検証するために、定期的に監査部が実施状況の監査を行う。 |
| 6.進捗状況の公表 | ・基本方針、個別項目計画を一覧表にまとめた要約について公表、その後の進捗状況についても半期ごとに公表する方針である。 | ・8月末までに機能強化計画を作成、提出。 ・「要約」を11月末までに、15年度上期の進捗状況については12月末までに何れもホームページ上で公表する。 | ・15年度下期の進捗状況を、5月末までにホームページ上で公表する。 ・16年度上期の進捗状況を、11月末までにホームページ上で公表する。 | ・8月29日に機能強化計画を提出。平成15年度上期の進捗状況については、12月末までに「要約」をホームページ上で公表する。 | 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の基本方針、個別項目計画を一覧表にまとめた要約について当金庫ホームページ上で公表、その後の進捗状況についても半期ごとに公表する方針である。 |
| 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み | | | | | |
| 1.資産査定、信用リスク管理の強化 | | | | | |
| (1)適切な自己査定及び償却・引当の実施 | ・事前準備について部店長会議で徹底 ・金融庁検査との格差是正に向けた説明会の実施 ・臨店指導による理解促進の徹底 ・自己査定手順書の作成 ・自己査定に関する規定等の見直し整備 | ・決算書等の必要書類整備 ・1月、7月に説明会を実施 ・臨店指導の実施 ・自己査定手順書の作成 | ・前年度査定の検証と今後の施策の検討 ・1月、7月に説明会を実施 ・臨店指導の実施 ・自己査定に関する規定等の見直しと整備 | ・5月27日、部店長会議において事前準備を徹底した。 ・7月10日、6月末基準での査定説明会を実施した。 ・7月～8月二次査定による臨店指導を実施した。 | 自己査定を単に資産査定の作業としてだけでなく、信用リスク管理、決算への適切な反映というその重要性の認識の上になら、的確な財務分析を通して取引先の実態把握に努め、より実質的な判断に基づく適切な自己査定および償却・引当の実施を行っていく方針である。 |
| (1)担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証 | ・自己査定による破綻懸念先以下の債務者について担保処分実績を調査、データ蓄積する。 ・全債務者について「不動産担保評価システム」へ移行、毎年評価を見直しする。 | ・破綻懸念先以下の担保処分実績を調査、データ蓄積に向けて努力する。 ・全債務者について、「不動産担保評価システム」へ移行する。 | ・破綻懸念先以下の担保処分実績を調査、データ蓄積に向けて努力、担保評価との乖離幅縮小に努める。 ・「不動産担保評価システム」への未登録先のチェック。 | ・担保処分実績の調査、データ蓄積については10月より実施予定。 ・全債務者についての「不動産担保評価システム」への移行は今年度中に完了予定。 | 信用リスク管理徹底に向け、担保評価の問題点を調査し、破綻懸念先以下の担保処分実績のデータを蓄積、厳正な検証に努力する。又、全債務者について、「不動産担保評価システム」への完全移行を実施する。 |
| (1)金融再生法開示債権の保全状況の開示 | ・平成15年度版ディスクロージャー誌より、15.5.2付全信協開示例に従い、開示する。 | ・平成15年度版ディスクロージャー誌にて、開示する。 | ・平成16年度版ディスクロージャー誌にて、開示する。 | ・平成15年度版ディスクロージャー誌にて、開示した。 | アクションプログラムの発表を受けて、全信協より新たな開示例が示されたので、同様に取組む方針である。 「ディスクロージャー誌における金融再生法開示債権の保全状況の開示例等について(平成15年5月2日付全信協発第72号)」 |
| 2.収益管理態勢の整備と収益力の向上 | | | | | |
| (2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等 | ・職員の審査、財務分析能力向上のため、銀行業務検定試験に合格させる。 ・適正金利の確保に努める。 ・現在法人のみの信用格付を個人にも拡げ、データ蓄積に勤める。 | ・「決算書問題点発見型システム」未登録先チェック ・各営業店の適正金利状況確認。 ・個人信用格付導入に向けたデータ整備 | ・左記のとおり | ・「決算書問題点発見型システム」未登録先チェックは管理表を作成して進めている。 ・各営業店の金利状況は毎月の部店長会議にて確認している。 ・信用リスクデータはSSCにおいてシステムを構築中。 ・個人取引先についてはSSCと協力して財務データを整備中。 | ・信用格付制度については、財務諸表の含み損等の内容をより具体的に調査し格付制度のレベルアップに努める。又、信用格付制度の具体的な活用方法として、債務者には格付ランクを明示する事により財務内容の健全化計画、信用金庫にとってはリスクに見合う金利の獲得を期待するものであり、適正な格付基準金利交渉を継続的に行う。 ・現状は、法人取引先についてのみ企業信用格付を行っているが、今後、個人取引先についても実施すべく努力する。 |

| 項目 | 具体的な取組み | スケジュール | | 進捗状況 (15年4月～9月) | 備考(計画の詳細) |
|--|--|---|--|--|---|
| | | 15年度 | 16年度 | | |
| 3. ガバナンスの強化 | | | | | |
| (2) 半期開示の実施 | ・今後とも、毎年半期開示を実施する。 | ・15年度上期分について開示 | ・16年度上期分について開示 | ・15年度上期分について、ディスクロージャー誌により開示した。 | (半期開示項目) 自己資本比率 預金・貸出金の状況 金融再生法上の開示債権の状況 有価証券の時価情報 トビックス 地域貢献活動 |
| (2) 外部監査の実施対象の拡大等 | ・本項目については対応済み(中央青山監査法人)。 | | | ・中央青山監査法人による外部監査を実施した。 | |
| (2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備 | ・選考基準の明確化 ・総代会機能、総代の役割、選考基準等についてディスクロージャー誌に掲載を検討 ・会員の意見反映の仕組みの検討 | ・総代会機能向上策の検討 ・総代氏名開示等について検討 ・ディスクロージャー誌への掲載項目の検討 ・選考基準の制定 | ・主要会員に総代会議案説明、意見を聴取 ・ディスクロージャー誌の作成 ・同誌へのアンケートまたはヒアリング実施、意見把握 | ・9月19日付けで、全信協より「アクションプログラム」で要請された総代会機能向上策に関する業界申し合わせ事項等について、が発表された。これを踏まえて、総代会の仕組み、総代氏名、総代選考基準や選考方法等ディスクロージャー誌に掲載する項目等を全体的に検討中である。 | 現状の分析を踏まえ、選考基準の明確化などについて全信協がとりまとめる総代会機能強化向上策をもとに対応することとする。なお、会員の重任制限や意見反映の仕組み等については、現在の総代会や会員の意見を踏まえ、今後検討することとする。 |
| (2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針 | ・必要ある場合には、早急に「信用金庫経営力強化制度」を活用する。 | ・「有価証券ポートフォリオ分析」を依頼 | ・必要ある場合は活用する方針 | ・9月2日信金中央金庫市場営業部より、当金庫の「有価証券ポートフォリオ分析」を受けた。指摘事項については、今後のALM委員会等において検討、協議する方針である。 | 平成13年4月、業界の信用力の維持・向上を図るため「信用金庫経営力強化制度」が創設された。この制度は、信金中央金庫が「経営分析制度」「経営相談制度」「資本増強制度」の各方針を通じて、信用金庫を強力にサポートする制度である。当金庫も信用金庫の中央機関である信金中央金庫の指導機能を十分に活用して、一層の健全性確保、収益性の向上を図りたい。 |
| 4. 地域貢献に関する情報開示等 | | | | | |
| (1) 地域貢献に関する情報開示 | 現在の情報開示をさらに充実させるため、全信協の開示例を全面的に取入れる。開示は、上半期及び通期分について行う。 | ・ディスクロージャー誌、ホームページによる地域貢献に関する開示の実施(平成14年度分について、従来通り行う) ・平成14年度分について、全信協の開示例を取り入れ開示する。 ・平成15年度上期分について開示する。 | ・平成15年度分について開示する。 ・平成16年度上期分について開示する。 | ・8月に従来通りの項目により、平成14年度の地域貢献活動についてディスクロージャー誌及びホームページ上で開示した。また、全信協の開示例を全面的に取り入れた平成14年度分、15年度上期分ディスクロージャー誌を11月に発行した。 | 全信協から示された開示項目例を踏まえ、その活動状況についての情報開示を充実させることにより、会員や地域住民等による当金庫の経営内容、質に対する評価・理解を容易にし、もって、より質の高いリレーションシップバンクの展開を目指す。地域貢献に関する情報開示にあたっては、財務情報を多く開示するよりも、当金庫と地域社会との関わり方、地域における存在感、必要性を分かり易く伝達できることを基本とする。伝達媒体は、ディスクロージャー誌及びホームページを利用、開示項目は次の通りとする。 協同組織の特性 預金に関する事項 貸出金に関する事項 取引先支援等(地域とのつながり) その他運用に関する事項 今期決算に関する事項 文化的・社会的貢献に関する事項 地域貢献の体制整備 |
| 5. 法令等遵守(コンプライアンス) | | | | | |
| 行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止 | 当金庫の自主的な取り組みについて、「その他関連する取組み」に記載する。 | | | 当金庫の自主的な取り組みについて、「その他関連する取組み」に記載する。 | |

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

| 項目 | 具体的な取組み | 進捗状況(15年4月～9月) |
|--|--|--|
| ・中小企業金融の再生に向けた取組み 1. 創業・新事業支援機能等の強化 (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 (4) 中小企業の支援スキルの向上を目的とした研修の実施 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み (7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施 | 企業支援能力向上、融資審査能力向上を目的として、「日本マンパワー」主催の「中小企業診断士資格取得通学講座」へ職員を派遣する。今後、取引先企業の事業サイクルに応じた支援を実施して行くためには、人材の育成が不可欠の課題である。そのため、中小企業診断士資格取得者の確保を目標として、定期的に通学講座へ職員を派遣する。派遣職員は、原則として希望者の内から選定する。 全信協を中心とした外部研修講座へ職員を派遣する。 融資審査能力向上を図るための庫内研修を実施する。 | ・8月より、中小企業診断士資格取得のため「日本マンパワー」主催の「中小企業診断士資格取得通学講座」へ2名通学中である。 ・全信協主催の「企業再生支援講座」へ、中小企業診断士である経営相談課長を派遣し、研修を受講させた。 ・東海地区協主催の「企業再生(目利き)講座」へ支店長2名を派遣し、研修を受講させた。 |
| ・各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み 5. 法令等遵守(コンプライアンス) (1) コンプライアンス態勢について業務改善命令等の監督上の措置を厳正運用 | ・「コンプライアンスマニュアル」を平成11年11月1日に、「不祥事件の取扱いに関する規定」を平成12年1月1日に制定した。 ・コンプライアンス勉強会の実施、及び「不祥事件の取扱いに関する規定」の厳正運用により、不祥事件を未然に防止するとともに、事件発生時に適切な対応を図る。 ・コンプライアンスについては、活動半期計画書を作成し、最低月間2回の勉強会を実施している。今後においても、同様に実施する予定。 | ・コンプライアンスについては、引続き月2回以上の勉強会を実施している。 ・5月1日、「マネーロンダリング防止対策ハンドブック」(全国銀行協会発行)を全職員に配布した。 ・7月10日、「コンプライアンスABC」(経済法令研究会発行)をパート職員に配布した。 |